
第4章

ベトナムのWTO加盟への歩み
交渉の経緯と課題への対応

藤田 麻衣

はじめに

ベトナムは、1995年1月に世界貿易機関(WTO)への加盟申請を行った。それから11年以上を経た2006年5月31日、アメリカとの二国間交渉の合意文書への調印をもってベトナムのWTO加盟に関わる作業部会メンバー全28カ国・地域との二国間交渉が合意に至り、ベトナムはWTO加盟に向けて大きく前進した。2006年7月にジュネーブで開催されたベトナムのWTO加盟に関する第12回作業部会では、10月のWTO一般理事会でのベトナムの加盟の承認を目指して残りの多国間交渉と加盟文書の準備を進めるという方針が確認された。

発展途上国にとって、WTOへの加盟は複雑かつ困難な手続きや交渉、膨大な国内調整を要する厄介な課題であり(Gallagher, Low and Stoler [2005])、ベトナムにとってもそれは例外ではなかった。本章では、第12回作業部会終了時点までのWTO加盟交渉の過程や公表済みの交渉結果に基づき、ベトナムのWTO加盟への歩みを整理し、ベトナムのWTO加盟に対する姿勢はいかなる変遷を遂げてきたのか、加盟後にはどのような課題が予想されるのかを考察する。

なお、本章は、二国間交渉が終了したとはいえ、多国間交渉は終了しておらず、最終的な加盟条件は確定していない段階で執筆されている。交渉の経緯や結果についての記述は、2006年7月の第12回作業部会終了時点で入手可能な情報に基づいていることを予めご了承ください。加盟条件の詳細な検討やベトナム経済へのインパクトの分析については、交渉が終了し、WTOから加盟文書が正式公開された後に初めて可能になるため、別の機会に譲ることとしたい。

以下、本章は次のように構成される。第1節では、WTO加盟に関わる制度と手続きを概観し、ベトナムのWTO加盟交渉を取り巻く条件を整理する。第2節では、1995年の加盟申請から2006年7月までの交渉過程を述べる。第3節では、多国間および二国間交渉の主な争点を整理し、ベトナムにとって厳しい交渉であったことを論じる。第4節では、ベトナムにとってのWTO加盟の意義と加盟にともなう課題を検討する。最後に、本章の考察をまとめ、WTO加盟後に注目される点に言及する。

第1節 WTO加盟の概要

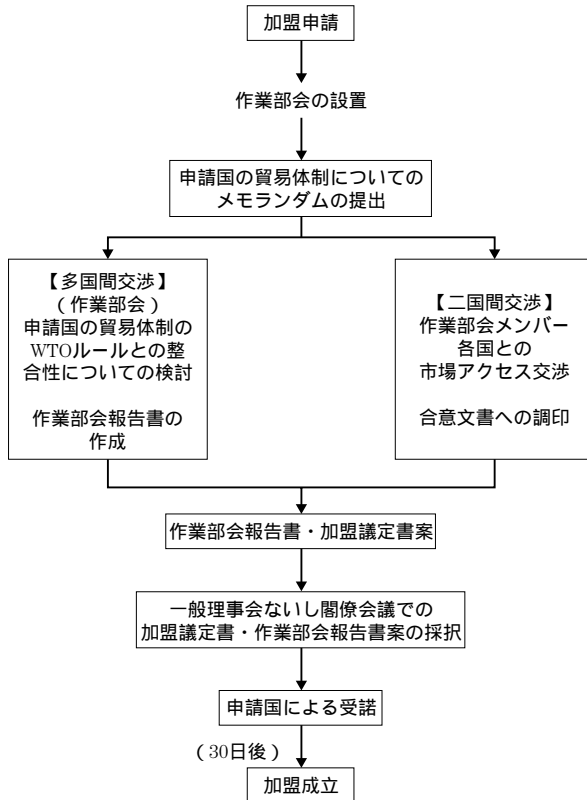
1. WTO加盟にかかわる制度と実態

WTO協定上、WTOへの加盟はすべての国および貿易に関して自治権を持つ独立の関税地域に対して認められているが、加盟の条件については「加盟申請国とWTOの間で合意された条件の下で」(第12条)と記されているのみで具体的な記載はない。加盟条件は、加盟申請国と加盟国の間の交渉によって定められる。

加盟申請から加盟までの流れは図4-1のとおりである⁽¹⁾。加盟を希望する国から加盟申請が行われると、作業部会(Working Party)が設置される。作業部会への参加はすべてのWTO加盟国に対して開かれている。ベトナムの加盟に関する作業部会メンバーには、40以上の国・地域が含まれ、このうち二国間交渉を希望したのは28カ国・地域であった。加盟申請国は、作業部会に対し自国の貿易・経済制度についてのメモランダム(Memorandum)⁽²⁾を提出し、作業部会では申請国の貿易・経済制度についての事実確認が行われる。これが終了すると、加盟交渉プロセスは実質的交渉の段階に入り、加盟申請国の貿易・経済制度をWTOルールに整合的なものとするための条件を検討する多国間交渉、個別の作業部会メンバーと市場アクセスについて交渉する二国間交渉が並行して行われる。二国間交渉の合意内容は、関税およびサービス分野について「ここまで自由化したら加盟を認める」という内容の二国間の合意文書にまとめられ、最恵国待遇(most-favored nation: MFN)の原則に従ってすべての加盟国に均霑されることとなる。多国間交渉と二国間交渉の結果を踏まえて加盟議定書、付属書⁽³⁾、作業部会報告書からなる加盟文書が作成され、作業部会の全メンバーの合意が得られると、最終の作業部会で採択される。さらに、加盟文書はWTO一般理事会または閣僚会議で加盟国の3分の2以上の賛成多数を得ることによって採択され、加盟が決定する。その後、申請国は必要な国内手続きを経て加盟議定書の受諾をWTO事務局長に通知し、30日後に加盟議定書が発効する。

WTO加盟交渉において、作業部会メンバーの要求を満たす責任は申請国側にある。このため、加盟交渉は、加盟国が申請国に対し要求を突きつけ、申請

図4-1 WTO加盟申請から加盟までの流れ



(出所) WTOウェブサイトなどに基づき筆者作成。

国が譲歩を強いられる一方的なプロセスとなる傾向が強い。とりわけ、近年、加盟交渉は長期化、複雑化の傾向を強めており、中国のようにWTO協定を上回る条件(通称「WTOプラス」)を受け入れているケースも出てきている。経済学者や非政府組織(NGO)の間では、加盟申請国の大半を占める発展途上国が発展の初期段階で急激な市場開放を迫られることの弊害に鑑み、先進国の過度な市場開放要求に対し疑問を呈する声もあがっている⁽⁴⁾。

2. ベトナムの加盟交渉を取り巻く条件

以上のように、近年のWTO加盟交渉には長期化、厳格化という一般的傾向が顕著となっているが、ベトナムの加盟交渉に影響を与えたベトナム固有の条件としては、以下の3点が挙げられる。

第1に、加盟交渉が加速した2000年代初頭から半ばにかけて、ベトナムが輸出を拡大させ、外国投資の流入を順調に延ばして急成長を遂げたことが挙げられる。このようなベトナム経済のパフォーマンスによって、ベトナムの交渉相手である加盟国は、ベトナムの成長潜在性、とりわけWTOへの加盟を梃子として縫製品などの輸出をいっそう拡大させる可能性を強く認識するようになったと考えられる。

第2に、米越通商協定 (US-Vietnam Bilateral Trade Agreement、以下、米越BTA) の存在が挙げられる。2000年に調印された米越BTAはWTOルールの遵守をベースとし、広範な財・サービスの市場開放約束をも含む、ベトナムにとって初の包括的通商協定であった。ベトナムにとっては米越BTA自体が大きな譲歩であったが、WTO加盟交渉において、一部の主要交渉相手国は米越BTAを交渉の出発点とみなし、ベトナムに対しさらなる譲歩を迫った。わずか5年強の間に、加盟申請国が圧倒的に不利な立場に置かれるWTO加盟交渉を含め、2度の包括的な通商交渉をアメリカと行わねばならなかったという事情により、ベトナムはきわめて強い市場開放圧力に晒されることになったのである。

第3に、中国という先例の存在である。先にWTOに加盟した中国の経験は、ベトナムがWTO加盟準備で直面した移行経済国固有の困難さとの関わりで参照されることが多いが⁽⁵⁾、WTO加盟後の中国の動向は、ベトナムの交渉相手国の交渉姿勢にも無視しえない影響を及ぼした。まず、ベトナムが加盟交渉を本格化させた時期は、中国がWTO加盟を果たして外国投資の流入を大幅に拡大し、世界市場への輸出を急拡大させた時期であった。また、中国はWTO加盟条件の一部について移行期間を認められたが、加盟条件の履行が必ずしもスケジュール通りに進んでいないことが徐々に露呈しはじめた時期でもあった。加盟初年は、加盟時に約束された法制度整備などにおいて着実な成果がみとめられたものの、2005年のアメリカ通商代表部 (USTR) の報告書は、「2003年までに中国のWTO加盟条件の実施はモメンタムを失い、多くのWTOに関連する問題が指摘された」(United States Trade Representative [2005]) と指摘している。

ベトナムの交渉相手国の一部が、WTO加盟後のベトナムの輸出拡大に抑制をかけるための措置に固執し、加盟承認前のWTOルールに沿った法制度整備（第3節参照）など加盟条件の確実な履行に対する担保を求めた背景のひとつには、このような中国の状況があったと考えられる。

第2節 ベトナムのWTO加盟交渉の経緯

本節では、ベトナムの加盟申請から2006年7月の第12回作業部会までの交渉の経緯を、助走期にあたる加盟申請から2003年頃まで、交渉が本格化した2004年から2005年中盤まで、対米交渉の難航から妥結に至る2005年中盤以降、という3つの段階に分けて論じていく。

なお、ベトナムのWTO加盟交渉団の構成は次の通りである。団長は商業省次官⁽⁶⁾が、副団長は商業省多角的貿易政策部長および財務省国際部長の2名が務める。財務省が関税についての交渉を、商業省がサービス貿易についての交渉を、それぞれ統括している。実際の交渉にあたっては、交渉案件に応じて工業省、農業・農村開発省、司法省、国会事務局などから当該分野の当事者が加わり、交渉団を結成する。

1. 助走期 加盟申請から2003年頃まで

加盟申請から2003年頃までは、加盟交渉における助走期と位置づけられる。この段階ではASEAN自由貿易地域（AFTA）やアジア太平洋経済協力（APEC）への参加、米越BTAの交渉といった喫緊の課題が優先されたものの、それらの先に位置づけられるWTO加盟のための基盤作りや準備が行われた。

ベトナムは、1994年6月にWTOオブザーバーとしてのステータスを認められ、1995年1月に正式に加盟申請を行った。前年1994年に申請を行ったASEANへの加盟についてようやく関係諸国の原則合意が取り付けられたという状況にあった（村野〔1995〕）当時のベトナムにとって、WTO加盟は、ASEAN加盟やアメリカとの関係改善を果たした先に位置づけられる遠い未来の目標であった。

1996年8月にベトナムが外国貿易政策についてのメモランダムを提出した

ことを受けて1998年7月に第1回作業部会が開かれた。メモランダムに対し作業部会メンバーからは膨大な質問が寄せられ、事実確認に多くの時間が費やされた。2000年11月の第4回作業部会では、貿易・経済政策に関する事実確認の段階を終了し、実質的交渉に移行することが宣言された。

表4-1 ベトナムのWTO加盟への歩み（2006年7月まで）

年	月	多国間交渉	二国間交渉（合意時期）
1995	1	加盟申請、作業部会の設置	
1996	8	貿易政策についての メモランダム提出	
1998	7	第1回作業部会	
	12	第2回作業部会	
1999	7	第3回作業部会	
2000	11	第4回作業部会	
2002	4	第5回作業部会	
2003	5	第6回作業部会	
	12	第7回作業部会	
2004	6	第8回作業部会	キューバ
	10		EU
	11		アルゼンチン、ブラジル、チリ
	12		シンガポール
2005	4	非公式会合	ウルグアイ
	5		韓国
	6		日本、カナダ
	7		中国、コロンビア
	8		インド、アイスランド、ノルウェー、スイス
	9		パラグアイ
2005	9	第10回作業部会： 作業部会報告書の第1次修正案	
	11		エルサルバドル
2006	2	第11回作業部会： 作業部会報告書の第2次修正案	ニュージーランド、ウルグアイ
	3		オーストラリア、ホンジュラス、 ドミニカ共和国
	4		メキシコ
	5		アメリカ
	7		第12回作業部会

（注）二国間交渉を希望した作業部会メンバー28カ国・地域のうち合意時期が判明した25カ国のみを掲載した。

（出所）WTOウェブサイト、新聞報道などに基づき筆者作成。

この頃、ベトナムはASEANとAPECへの加盟をすでに果たしており、アジア太平洋地域における地域統合枠組みへの関与を着実に強めつつあった。そして、2000年7月に長年の懸案であった米越BTAが調印されると、次なる目標としてWTO加盟が浮上してくることとなる。2001年の第9回党大会で採択された「2001～2010年の経済・社会発展戦略」においては、ASEAN、米越BTAに続く目標としてWTO加盟が掲げられ（Dang Cong San Viet Nam [2001]）、同年11月に採択された「国際経済参入についての政治局決議7号」では、WTO加盟交渉を積極的に推進する方針⁽⁷⁾が明示された。

2002年から2003年にかけて3回の作業部会が開催され、加盟条件についての実質的な交渉の火ぶたが切られた。しかし、この段階のベトナムは、作業部会メンバーの広範かつ高度な要求に応えるための抜本的な対応には着手しておらず、WTO加盟は未だ現実的な目標とはなっていないかった。ベトナム側の提示するオファーと作業部会メンバーの要求との隔たりは依然として大きく、第6回作業部会（2003年5月）における議長の総括は、2005年までの加盟実現のためにはベトナム側の対応に「画期的な飛躍」(quantum jump)が必要である、というものであった⁽⁸⁾。

2. 交渉の本格化 2004年から2005年中盤まで

2004年から2005年中盤までは、早期のWTO加盟を目指すという明確な方針の下、ベトナムが本格的な交渉に邁進した時期である。2004年12月の援助国会合では2005年の加盟という具体的目標が表明され、ベトナムは目標の実現に向けて交渉を加速させたが、アメリカとの二国間交渉の難航によりこの目標は脆くも崩れることとなった。

早期のWTO加盟という方針が明確化するのには、2004年1月の第9期第9回党中央委員会総会である。ここでは、早期のWTO加盟、そして外国投資、とくに「超国家企業」の誘致に向けた決意が表明された。新たな方針が打ち出された背景としては、米越BTAが発効した2001年12月以降、アメリカ向けの輸出と輸出指向の外国投資の流入が軌道に乗り、輸出と外国投資を通じた高成長が始動したことがあげられる。中国のWTO加盟以降、外国投資の中国への集中傾向が鮮明となり、WTOに加盟しなければベトナムへの外国投資の誘致は困難になるであろうとの危機感が強まったことも影響したと考えられる。

2004年6月の第8回作業部会では、農業に対する補助金、輸入規制などの分野においてベトナム側から大幅な譲歩がみられ、加盟に向けた大きな前進として作業部会メンバーから評価された。同年12月の第9回作業部会では、加盟文書の一部をなす作業部会報告書の草案が提示され、加盟条件についての実質的な議論が行われた。ここでは、2005年12月のWTO香港閣僚会議での加盟という目標が確認された。

また、2004年には二国間交渉の妥結国が出始めた。とくに、2004年10月という早い段階で主要交渉相手のひとつであるEUと合意に至ったことは、ベトナムにとって大きな自信となったとみられる。

2005年に入ると、多国間交渉と二国間交渉はさらに加速した。5月に開催された作業部会非公式会合⁽⁹⁾において、ベトナムは法制度整備計画や市場アクセスについての大幅な譲歩を含むオファーを提示し、交渉相手国に対し柔軟な対応をしてほしいと訴えた。この交渉の場では、ベトナムの取り組みを評価し、年内の加盟というベトナムの目標実現への取り組みを支持する機運が高まったものの、より慎重な立場を表明した国々もあり、年内の加盟のためには早期の二国間交渉の終了が必要であることが確認された。そして、同年8月後半までに韓国、日本、中国といった主要国を含む約20カ国・地域との交渉が妥結に至り、交渉はあたかも最終局面に入ったかに思われた（*Tuoi Tre* 若者 2005年8月23日付）。

3. 対米交渉の難航と妥結 2005年後半から2006年7月まで

2005年末までの加盟という目標の実現が危ういことが露呈しはじめたのは、2005年9月の第10回作業部会までに二国間交渉を終えることは難しいとの観測が浮上しはじめた頃からである。最大の理由はアメリカとの二国間交渉の難航であったと伝えられているが、多国間交渉においても、法制度整備など重要な課題が残っていた。2005年後半から2006年にかけて、対米交渉の難航から妥結に至るまでの時期は、ベトナムのWTO加盟交渉における難局のひとつであったと言えるであろう。

アメリカとの二国間交渉では、多くの分野でアメリカ側からベトナムにとって実現困難な高度な要求が突きつけられ、交渉が膠着状態に陥っていることが報じられた⁽¹⁰⁾。国会での企業法および投資法の審議にあたり、欧米、オース

トラリアの商工会議所代表から草案に対する修正要請と、修正しない場合は国会承認を見送ることを要請する建議が提出された（第5章参照）のもこの頃である。第10回作業部会（2005年9月）では、作業部会報告書の第一次修正案の検討が行われたが、貿易権⁽¹¹⁾、補助金、投資体制、税制などにおいて一層の明確化を要する点が残るとの評価が一部の加盟国によってなされた。この作業部会では、もはや加盟時期の具体的目標についての言及はなくなっていた⁽¹²⁾。

以上のような動きから明らかになったのは、この段階までのベトナム側の譲歩をもってはベトナムのWTO加盟を承認しないという、アメリカを中心とする一部の加盟国の姿勢である。これに対し、コアン副首相は「年内に加盟が実現できないことは我々の非ではない」、「どんな犠牲を払ってまでもWTOに加盟することはない」と応酬し（*Sai Gon Giai Phong* 解放サイゴン 2005年11月5日付）米越間の亀裂を印象付けた。

交渉が動き出したのは2006年に入ってからである。1月には、2005年6月以来途絶えていたアメリカとの正式な二国間交渉が再開された。ここではサービス分野や税制などについて交渉が行われ、アメリカ側がベトナム側の新たなオファーを高く評価したと伝えられる（*Nhan Dan* 人民 2006年1月19日付）ことから、膠着状態にあった交渉課題についてベトナム側が一定の譲歩を示したと推察される。以後、ニュージーランド、オーストラリアなどとの二国間交渉が次々に合意に至り、最後に残った対米交渉も5月13日についに基本合意に達し、5月31日にホーチミン市で合意文書への調印が行われた。5月にワシントンで行われた対米交渉は緊迫を極め、その合意は加盟実現への大きな前進として高く評価された。ルオン・ヴァン・トゥ商業省次官が団長を務める交渉団によって進められてきた通常の交渉とは異なり、交渉を指揮するため、首相の特命全権公使としてチュオン・ディン・トゥエン商業相が派遣されていることに、この交渉に賭けるベトナムの強い決意が表れている。一部の品目に対する輸入関税、繊維・縫製産業に対する補助金、ベトナムの「非市場経済国」（non-market economy）ステータス（第3節参照）などを巡って交渉は膠着し、5月8日から11日までという当初の予定から大幅に長引いた末、13日未明（ワシントン時間）にようやく基本合意に達した。

次節で述べるとおり、アメリカとの合意内容は、これまで改革が遅れていた分野も含め、大幅な市場開放を約束するものであった。アメリカとの合意によ

って、ベトナムは、改革が遅れていた分野も含め後戻りのない改革の推進を決断するにいたったのである。

2006年7月に開催された第12回作業部会では、二国間交渉の終了を踏まえ、2006年10月のWTO一般理事会での加盟承認を目指して残る多国間交渉と加盟文書の準備に全力をあげるとの方針が確認された。

第3節 交渉の主な争点

本節では、多国間交渉と二国間交渉における主な争点を整理し、第12回作業部会が終了した時点で入手可能な情報に基づいてその段階までの交渉結果を検討する。なお、ベトナムの加盟条件はWTO一般理事会で採択される加盟文書をもって確定することになるので、正式な加盟条件はWTOから公開される同文書をもってご確認いただきたい。

1. 多国間交渉

多国間交渉の争点は、加盟申請国の経済・貿易体制のWTOルールとの整合性である。作業部会では輸入規制、国内税、関税評価、国有企業、貿易権、知的所有権、衛生・植物検疫措置（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、補助金といった問題が繰り返し取り上げられた。初期段階においてはベトナム側からの情報提供が十分に行われず、とくに2003年頃までは事実確認に多くの時間が割かれた模様である。ベトナムは、作業部会メンバーから指摘を受けた問題について、段階的な実施など柔軟な対応を認めてほしいと訴えつつ、WTOルールに沿った制度構築のための行動計画を提示してきた。

しかし、第12回作業部会の終了までにベトナムが受け入れた加盟条件は、次の2点において厳しいものであった。第1に、WTOルールの多くを移行期間なしに実施することを余儀なくされたことである。2005年5月の作業部会非公式会合において、交渉団長を務めるトゥ商業省次官は、ベトナムは第8回および第9回作業部会までに、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、TBT協定、関税評価に関する協定、SPS協定、輸入ライセンス手続きに関する協定、船積み前検査に関する協定、アンチ・ダンピング協定、原産

地規則に関する協定を、加盟後即時実施することを約束したと述べている⁽¹³⁾。このほか、焦点となった貿易権、国有企業、税制、工業製品および農産物に対する補助金などについても、ベトナム側は当初のオファーから大幅な譲歩を余儀なくされた模様である。

第2に、WTOルールに沿った法制度整備が、加盟後の義務ではなく加盟承認の前提として位置づけられ、中国の加盟にあたって適用されたような移行期間が認められなかったことである。2003年頃までの交渉の場において、交渉相手国からの法制度整備に関わる要求に対し、ベトナムは加盟後ただちにWTOルールに沿った制度に改めるとの主張を繰り返してきたが、交渉相手国はより具体的な行動を求めた。2005年9月の第10回作業部会で、トゥ交渉団長は、「ベトナム国会は、WTO協定及びベトナムの加盟条件の履行に必要なすべての法律を2005年中に採択する予定である。これは過去の加盟国とは異なる重要なポイントである」と述べている⁽¹⁴⁾。2003年頃から2006年までの国会が、立法ラッシュといわれるほど多数の法案を審議、可決してきた背景はここにある。ベトナムは、2003年以降、ほぼ毎回の作業部会で法制度整備の進捗状況と計画を詳細に報告してきたばかりでなく、WTOルールに関わる法律の草案はWTO事務局に提出され、作業部会メンバーに回付されてきた。WTOルールと関わる法律の草案の多くは、交渉相手国からの厳しい監視の下で策定されてきたといえる⁽¹⁵⁾。

2. 二国間交渉 アメリカとの合意内容を中心に

二国間交渉の合意内容は公開されないのが通例であるが、ベトナムの加盟交渉においてはUSTRが米越交渉の合意内容の要点を公開している。アメリカは二国間交渉において最後の妥結国、かつ、ベトナムが最大の譲歩をせざるをえなかった国である。したがって、アメリカとの合意内容の多くが、MFN原則に従ってすべてのWTO加盟国に均霑されるべく⁽¹⁶⁾、最終的な加盟文書に反映されることになることと推測される。USTRが公開した資料も合意内容のすべてを網羅した包括的なものではないという制約を踏まえうえて、アメリカとの合意内容の要点をみていくこととしよう⁽¹⁷⁾。

米越BTAは多くの分野でWTOルールをベースとしていたが、WTO加盟に関する米越合意では、米越BTAで約束されたTRIPS、SPSなどのWTOルールの

徹底のために具体的な実施策が盛り込まれた。また、米越BTAで合意が存在していた分野についても、ベトナムは次のようにさらに広範かつ高度な市場開放の約束を余儀なくされた。

まず、関税については、米越BTAの引き下げ対象は農産物を中心に200品目程度であったが、WTO米越合意では、アメリカの関心分野を中心に広範かつ大幅な関税引き下げが約束された。工業品については、IT機器、化学品、航空機、医療・科学機器などの関税が引き下げられることにより、ベトナムのアメリカからの輸入額の94%に相当する品目は関税率15%以下となる。農産物についても、綿花、肉類、乳製品、果物などを中心に関税が引き下げられ、ベトナムのアメリカからの輸入額の4分の3に相当する品目は関税率15%以下となる。

サービス分野は対米交渉が難航したひとつの背景であり、ベトナムは米越BTAを上回る市場開放約束を余儀なくされた。この点は、焦点となったいくつかの主要分野について米越BTAとWTO米越合意の内容を整理・比較した表4-2から確認できる。たとえば、流通分野においては、米越BTAの市場開放対象は卸売業のみであったが、WTO米越合意の開放対象にはフランチャイズおよび小売業が含まれ、外国企業の100%子会社設立を2009年以降認めるという新たな合意も盛り込まれた。通信分野においても、米越BTAは外資比率49%を上限とする合弁企業の設立にしか言及していなかったが、WTO米越合意では外国企業のマジョリティ出資による子会社設立についての規定が初めて設けられている。なお、サービス分野に関するWTO米越合意では、アメリカ企業に対する市場開放条件と外国企業一般に対する市場開放条件が区別されている(表4-2参照)。加盟条件は基本的にMFN原則に従ってすべてのWTO加盟国に均霑されるが、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)はサービス分野についてMFN原則の例外を認めているため、サービス分野における米越合意内容は必ずしもすべてのWTO加盟国に均霑されるとは限らない点⁽¹⁸⁾に留意する必要がある。

ベトナムの輸出産業に対する措置も争点となった。ベトナムがWTO加盟を望んだ背景のひとつに、WTOのMFN原則の下での輸出市場へのアクセスの改善、とりわけアメリカの縫製品に対するクォータの撤廃に対する強い期待があった⁽¹⁹⁾。これに対し、アメリカの産業界はベトナムがWTO加盟後、輸出を急

表4 2 主要サービス分野の市場開放に関する米越通商協定とWTO加盟米越合意の比較

分野	米越通商協定	ベトナムのWTO加盟に関する米越合意
通信	<p>【付加価値通信サービス】協定発効の2年後に合弁企業を許可（インターネット・サービスは3年後）。アメリカ側の出資比率上限は50%。</p> <p>【基本通信サービス】4年後に合弁企業を許可、アメリカ側の出資比率上限は49%。</p> <p>【音声電話サービス】6年後に合弁企業を許可。アメリカ側の出資比率上限は49%。</p>	<p>【基本公共通信、プライベート・データ・ネットワーク、衛星サービス、海底ケーブル・サービス】外資マジョリティを認める。</p>
流通	<p>【卸売】協定発効の3年後に合弁企業を許可。アメリカ側の出資比率の上限49%。6年後に、合弁企業の場合の米国出資比率の上限撤廃。但し、一部のセンシティブな品目については、より長期の移行期間を設ける。</p>	<p>卸売、小売、フランチャイズ部門を自由化。WTO加盟後、アメリカ企業に合弁企業の設立を許可。2009年1月1日以降、アメリカ資本100%企業を許可。 * 輸入品および国産品の流通を許可。</p>
保険	<p>【法令により加入が義務づけられている保険（自動車第三者賠償責任保険、建築および設置に関する保険、石油・ガス案件に関する保険など）】協定発効3年後に合弁企業、6年後にアメリカ資本100%の企業を認可。</p> <p>【上記以外の保険】3年後に合弁企業を許可。アメリカ側の出資比率上限は50%。5年後にアメリカ資本100%の企業を許可。</p>	<p>外国保険企業の100%出資子会社設立可。加盟から5年後に、非生命保険の直接支店開設を許可。 * 国際保険監督官協会（IAIS）の基準に従って、非生命保険の支店開設を許可。</p>
銀行	<p>アメリカ銀行の支店設立、合弁企業設立を許可。合弁企業のアメリカ側出資比率は30%～49%。協定発効の9年後、100%出資子会社設立を許可。</p>	<p>2007年4月1日より、アメリカおよび他の外国銀行による100%出資子会社設立可。ベトナムの法人として内国民待遇を享受。アメリカ銀行は、100%出資銀行子会社の設立、法人からの無制限の現地通貨預金の受け入れ、クレジットカードの発行を許可される。</p>
証券	<p>（該当項目なし）</p>	<p>加盟後、外国証券会社は合弁会社（外資比率上限49%）の設立可。加盟から5年後、100%出資子会社の設立、アセットマネジメント、アドバイザリー、決済サービスなどの活動も許可。</p>

（注）1）WTO加盟交渉の合意内容は、2006年5月31日付のUSTRの発表資料に含まれるもののみを記載しており、合意内容のすべてを網羅しているわけではない。

2）WTO米越合意には、アメリカ企業に対する条件と外国企業一般に対する条件が含まれており、本表ではUSTR発表資料の原文通りの記載とした。

（出所）米越通商協定：Agreement between the United States of America and the Socialist Republic of Vietnam on Trade Relations原文（Annex G）。

ベトナムのWTO加盟に関する米越合意：Office of the United States Trade Representative, "Vietnam's Accession to the World Trade Organization (WTO) Fact Sheet on Bilateral Market Access Agreement on Services," May 31, 2006.

増させる可能性に警戒感を強めていたとみられ、輸出の急増に歯止めをかけるための措置を強く求めた。結果的に、ベトナムは輸出拡大に対しいくつかの制約を課されることとなった。

その一例が、米越交渉の最終局面でアメリカが要求し、ベトナムが受け入れを迫られた繊維・縫製産業に対する補助金の撤廃である。アメリカは、「2010年に向けた繊維・縫製産業の発展戦略」(2001年4月23日付首相決定55号 55/2001/QD-TTg)において2010年までに産業全体に必要とされる投資資本額として記された65兆ドン(約40億ドル)という金額を国家による補助の根拠として問題視し、同決定の廃止を要求した(*Thanh Nien* 青年 2006年5月13日付)。ベトナム側は、産業全体に必要とされる投資額のうち国家資本、すなわち国家の補助はごく一部にすぎないことなどを主張したものの、最終的にアメリカ側の要求を受け入れることを余儀なくされた。対米交渉の合意を受け、首相決定55号は2006年5月30日付で無効とされた(首相決定126号 126/2006/QD-TTg)。

もうひとつの例は、アンチ・ダンピング措置の発動に関する「市場経済国」認定についてである。WTO協定は、ダンピング認定の根拠となるダンピング・マージンの算定にあたり、「貿易の完全あるいは実質的に完全な独占を設定している国」(非市場経済国)に対し特別な扱いをすることを認めている。アメリカやEUは、これを根拠として非市場経済国のダンピング・マージン算定について個別のルールを定めており、これが適用されると当該国にとって不利となる傾向が強い⁽²⁰⁾。近年、ベトナム製のナマズ、エビ、自転車などが非市場経済国に適用される算定方法によってダンピング認定され、反ダンピング関税を課されるという事件が続発しているため、ベトナムは早期に市場経済国として認められることを望んでいた。緊迫した交渉の末、ベトナムは自国が「市場経済国」であることを証明した時点ないしWTO加盟から12年後に「市場経済国」ステータスを得るという条件で米越両国は合意に至った⁽²¹⁾。

第4節 加盟交渉および加盟後の課題への対応

本節では、厳しい交渉のなかでベトナムがWTO加盟をどのように捉え、ど

のように対応してきたのか、加盟後にはどのような課題が予想され、ベトナムはそれらの課題にどのように対処しようとしているのかを考察する。

1. 加盟交渉への対応 「主体性」と外圧の狭間で

第9回および第10回党大会で採択された文書、国際経済参入についての政治局決議第7号などにみられるように、ベトナムはWTO加盟を「主体的な国際経済への参入」の一段階と捉えてきた。この根底には、自国の歩む道は自らが決定するという前提の下、自国の発展のため、あくまでも主体的にさまざまな地域的・国際的な枠組みに参加していくという姿勢がある（Ngo Van Du, Hong Ha, and Tran Xuan Gia eds. [2006: 35-36]）。

この姿勢は、発展途上国かつ移行経済国というベトナムの状況に見合った加盟ロードマップを獲得すべく交渉しつつも、加盟交渉を経済改革を推進する機会として利用するというベトナムの方針⁽²²⁾に如実に反映されている。この方針は、ベトナムは発展水準の低い途上国であるため自国産業を保護・育成する猶予が必要であり、WTOルールの実施にあたっての柔軟性など、WTO協定に明記された発展途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(special and differential treatment)を認められるべきであるという、ベトナムが多国間交渉の場で繰り返してきた主張とも重なるものである⁽²³⁾。

しかし、この主張は主要交渉相手国には受け入れられなかった。多国間交渉の場では、ベトナムに対し柔軟な対応を訴える発展途上国とより厳格な対応を求める一部の先進国との対立が露呈した模様だが、後者が譲歩しない以上、ベトナム側の主張にしたがった加盟の実現はありえなかった。WTO加盟交渉は、加盟申請国が交渉相手である加盟国の要求を満たさなければ加盟が認められないという本質的不平等を内包した交渉であるうえ、二国間交渉でのやりとりはほとんど公開されることはない、いわばブラックボックスの中にある。ベトナム自身が最もよく認識しているように、ベトナムには中国のような国際交渉の場におけるバーゲニング・パワーもない。交渉相手国にとって、WTO加盟交渉はベトナムに対し市場開放や制度改革を迫る絶好の機会であった。それが顕著に現れたのがアメリカとの二国間交渉であった。

ただし、ベトナムが主体性を放棄し一方的譲歩に甘んじたのかといえ、そうとも言えない。ベトナムが手強い交渉相手であったことはUSTRのパティア

次席代表も認めるところである（*Tuoi Tre*, 2006年6月1日付）。やむなく譲歩した分野についても、WTO協定の認める範囲で自国の発展にとって望ましい条件を確保しようと手を尽くす現実的対応が随所で見られた。

さらに言えば、ベトナムが自らの目指す経済改革や法制度整備の推進のために「WTO加盟交渉上の必要性」という議論を積極的に利用したという側面もあったと考えられる。2004年頃から2006年までという短期間になされた膨大な法制度の整備や大幅な改革の進展は、「WTO加盟交渉上の必要性」という理由付けなしには極めて難しかったであろう。新たに策定された法制度のなかには、2005年投資法・企業法（第5章参照）のように、WTO協定によって直接求められる以上の改革を内包するものが含まれていることも、ベトナムの自主的な取り組みを示すものである。

2. 加盟後に予想される課題とそれらへの対応

WTO加盟の影響が企業活動から一般の人々の生活まで広範にわたることは確実である。しかし、ベトナムの企業や人々の間でWTOの制度やしきみ、加盟の意味などについての知識は限られており、交渉結果についての情報も断片的にしか公開されていない。とくに、対米交渉の難局においては、中央・地方の諸機関や国内企業との調整を踏まえないトップダウンの決断がなされた⁽²⁴⁾。第12回作業部会以降、残る多国間交渉および加盟文書の作成と並行して、すでに策定された法律については施行細則の策定と実施、市場開放約束についても具体的なロードマップの策定が行われているが、その過程では複雑な調整を要している模様である。

ズン首相は、第12回作業部会后、2006年8月7日付で発行された「2006年の経済・社会発展計画および国家予算の達成のため年後半で集中して指導すべき解決策に関する指示」（首相指示27号 27/2006/CT-TTg）のなかで、WTO加盟後の行動プログラムの作成と展開を指示した。具体的には、商業省に対し、関連他省と協力しつつ、適切な時期に二国間および多国間交渉の合意内容を公布し、WTO加盟後のベトナム経済の優位性と課題について研究、分析し、課題を克服し、優位性を発揮するための行動プログラムを作成・展開することを指示している。

WTO加盟の打撃が懸念されている分野としては、まず、サービス分野があ

げられよう。とくに、これまで外国企業の参入が事実上制限されてきた金融、通信、流通の分野では、外資参入の加速への懸念が強まっている。ただし、具体的にどのようなスケジュールで市場開放が進むのか、外資の参入はどのような条件の下で認められるのかは、これから施行される政策にかかっている。たとえば、銀行分野については、2006年2月28日付け「ベトナムにおける外国銀行支店、合併銀行、100%外国資本銀行、外国信用組織の代表事務所の組織と活動についての政府議定22号」(22/2006/ND-CP)ですでに100%外国資本銀行の設立⁽²⁵⁾が定められているが、ここには具体的な条件などは規定されていない。近年、銀行分野では、国有商業銀行の株式化計画の推進、株式銀行による外国銀行の出資の受け入れといった競争力の強化に向けた取り組みが始動しているが、とくに前者に関しては実施の遅れが目立つ。どのような具体的な条件の下で外国銀行の参入を認めるかなどの問題について、煩雑な国内調整を要していると推測される。

農業もベトナムの労働人口の過半数が従事するだけに深刻な影響が生じる恐れがあり、国際機関やNGOなどが関心を寄せている(Oxfam International [2004]、World Bank [2006])。国内市場向けの生産を行ってきた部門、とりわけ手厚い保護を受けてきた砂糖や綿花などには深刻な影響が出そうである。アメリカとの合意によって大幅な関税引き下げが約束された肉類や果物についても、輸入の増加による競争の激化が懸念される。厳しい国際競争に晒されつつ発展してきたコメ、コーヒー、水産物などの輸出品についても、WTO加盟後は輸出補助金の撤廃という変化が控えている。競争力のある品目については、品質の向上と効率的生産を可能にするような体制の構築、農業部門の調整過程で生じるであろう農村部の余剰労働力の受け皿としての非農業業種の発展が重要な課題となろう。

WTO加盟後、成長が期待されている輸出産業にも、環境の変化が予想される。たとえば、ベトナムの最大の輸出製造業品目である縫製品については、上述のように国家による補助金の全面的撤廃が約束された。繊維品に対し40%、縫製品に対し50%に達する輸入関税も15%以下まで引き下げられる見込みである(*Saigon Times Weekly*, 2006年6月17日付)。国家の保護や補助を頼るのではなく、企業自らが必要な資源を内外から動員し、競争的な環境の下で経営を行っていくことが必要となる。すでに変化の兆候は現れ始めている。アメリカ

との二国間交渉が妥結した直後の2006年5月、アメリカのInternational Textile Group (ITG) とベトナム繊維縫製集団 (国有企業グループ) 傘下企業のフォンフー (Phong Phu) 社が合併企業を設立し、ダナンで織布、染色から縫製までの工程を含む木綿、布地、縫製品の生産を行うことが発表された。

おわりに

ベトナムが推進してきた国際経済参入という観点からみて、WTO加盟は間違いなくひとつの重要な到達点となろう。1990年代における対外開放と市場経済化の進展がアメリカとの経済関係の強化が不可欠な状況を作り出し、さらに、米越BTAの発効後の経済の変化がWTO加盟を不可欠とする状況を作り出してきた。この間、ベトナム経済は、国際経済への統合度や貿易や外国投資の経済発展への寄与をめざましく向上させ、WTO加盟に伴う高度な市場開放要求をも受け入れる準備を着々と整えてきた。

しかし、ベトナムにとってのWTO加盟は、国際経済参入という側面のみからは捉えきれない。WTOへの加盟は、経済・貿易体制全般に関わる条件を突きつけるが故に、国家による経済管理のあり方や財政構造、WTO協定に沿った法制度の整備、さらにはその履行を担保する行政や司法機能のあり方にまで影響を及ぼす。さらに、国有企業改革や金融部門改革のように、複雑な問題を伴うが故に改革が遅れたまま残されている分野についても、WTO加盟は否応なしに改革の加速を迫ることとなる。ベトナムにとってのWTO加盟は、市場経済原理に基づく世界共通ルールの遵守による透明で安定した投資・経営環境の創出とともに、後戻りできない改革推進の公約をも意味するものであった。

WTO加盟を巡る動きからみえてくるのは、対外関係の展開がベトナムの変化の重要な原動力となっていることである。党大会後も加盟交渉は待ったなしで進展しており、以後の交渉における新たな合意内容を今後5年間の発展計画に反映させる作業がこれから必要になるだろう。「主体的な国際経済参入」のひとつの目標としてWTO加盟を位置づけつつも、加盟交渉では大幅な譲歩を強いられたベトナムであるが、念願のWTO加盟をいかに主体的に自国の目指す経済・社会発展に結びつけることができるのか、短期的・中期的な調整過程

にいかに対応するのか、今後の展開が注目される。また、本章ではごく限られた事例を挙げたにすぎないが、一部の企業は来るべき変化を見据えた対応にすでに着手している。急速に変わりゆく環境のなかで、外資の参入がベトナム経済をどのように変化させていくのか、企業、事業体、農民といったベトナム経済の担い手にどのような新たな動きが生じるのかも注視していく必要がある。

〔付記〕本章の執筆にあたり、箭内彰子氏（在ワシントンD.C.海外派遣員）からWTOの加盟手続きや制度などについてご教示を賜った。記して感謝申し上げる。

【注】

- (1) WTO加盟の手続きについては、WTOウェブサイトを参照（http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acces_e.htm 2006年8月20日閲覧）。
- (2) 加盟申請国の貿易・経済体制に関する説明資料で、財・サービス貿易に関連する法律や制度から財政・金融政策、知的所有権に関するルールまで広範な分野についての記述を含む。加盟申請国によって作業部会に提示され、以後の加盟交渉のベースとなる。
- (3) 関税譲許表、サービス約束表が含まれる。
- (4) ベトナムのWTO加盟交渉についても、イギリスの国際NGOであるOxfamが“Extortion at the Gate”と題した報告書で「ベトナムは開発の促進を可能にするような条件でWTOに加盟できるのか？」と疑問を投げかけている（Oxfam International [2004]）。
- (5) 近年、ベトナムでは、中国のWTO加盟に関する書物が多く出版されている。たとえば、Nguyen Kim Bao ed. [2006] など。
- (6) 商業省次官は「国際経済協力に関する国家委員会」の書記長も務める。同委員会は、WTO加盟交渉を含む国際経済協力の推進にあたり、各中央省庁を指揮、調整することを目的に1998年に設置された（2001年7月30日、「国際経済協力に関する国家委員会」での聞き取り調査）。同委員会の主席は副首相、副主席は商業相が務める。
- (7) 原文は、「発展途上国かつ移行経済国であるという背景に見合う適切な方法とルートにしたがって、WTO加盟交渉を積極的に推進する」。
- (8) WTOウェブサイト（http://www.wto.org/english/news_e/news03_e/viet_nam_member_nego_12may03_e.htm 2006年8月20日閲覧）。

- (9) これは、作業部会報告書の修正案の作成に先立ちWTO事務局に追加的な情報提供を行うために開催された非公式会合であったが、公式会合とほぼ同じ方式で行われた (http://www.wto.org/english/news_e/news05_e/acc_vietnam_20may05_e.htm 2006年8月20日閲覧)。
- (10) アメリカがベトナムに突きつけた条件のうち、ベトナムにとってとくに受諾困難だったものの詳細は必ずしも明らかではないが、第3節に掲げた合意内容から判断して、サービス分野の市場開放はそのひとつであったと推測される。なお、ゴ・クアン・スアン在WTOベトナム大使が、対米交渉の難航の理由を述べつつ「WTOの通商交渉は政治・社会関係も含む包括的交渉である」と指摘していることも示唆的である (*Tuoi Tre*, 2005年10月22日付)。
- (11) 貿易権 (trading rights) とは、企業や個人が直接輸出入を行う権利で、輸入した製品を国内で販売する権利 (流通権) とは区別される。ベトナムのWTO加盟に関する多国間交渉では、外国投資企業に対する貿易権の制限が問題視され、焦点のひとつとなった。
- (12) WTOウェブサイト (http://www.wto.org/english/news_e/news05_e/vietnam_15sep05_e.htm 2006年8月20日閲覧)。
- (13) WTOウェブサイト (http://www.wto.org/english/news_e/news05_e/acc_vietnam_stat_20may05_e.htm 2006年8月20日閲覧)。
- (14) WTOウェブサイト (http://www.wto.org/english/news_e/news05_e/vietnam_15sep05_e.htm#statement 2006年8月20日閲覧)。
- (15) この点については、企業法および投資法の策定プロセスを詳述している第5章もご参照いただきたい。
- (16) サービス貿易についてはMFN原則の例外措置が認められる可能性がある。注(18)参照。
- (17) 以下で論じるWTO米越合意の内容は、とくに断りのない限り、USTRの発表資料に基づいている (Office of the United States Trade Representative, “Vietnam’s Accession to the World Trade Organization (WTO),” “Vietnam’s Accession to the World Trade Organization (WTO) Fact Sheet on Bilateral Market Access Agreement on Agricultural Goods,” “Vietnam’s Accession to the World Trade Organization (WTO) Fact Sheet on Bilateral Market Access Agreement on Industrial Goods,” “Vietnam’s Accession to the World Trade Organization (WTO) Fact Sheet on Bilateral Market Access Agreement on Services,” May 31, 2006)。
- (18) サービス貿易に関するMFN原則の例外はGATS協定第2条に定められている。なお、WTO協定の発効日 (1995年1月1日) 以降、新たに申請される例外措置は、

WTO設立協定第9条3の規定に従い、閣僚会議における加盟国の4分の3の賛成によって承認されることとなっており（GATS協定第2条付属書）、ベトナムも、サービス貿易に関する二国間合意内容についてMFN原則の例外の適用を望む場合には、この手続きを経なければならない。例外措置については、5年毎のレビューの実施が義務づけられており、適用期間は原則として10年以内である。

- (19) WTOに未加盟のベトナムは、2005年1月1日付の多角的繊維取極（MFA）撤廃後もアメリカへの縫製品の輸出に対しクオータを課されている。これに対し、EUは、2005年1月1日以降、ベトナム製縫製品に対するクオータを撤廃することに合意したため、EU向け縫製品輸出はすでにクオータ・フリーとなっている。
- (20) たとえば、アメリカの制度では、非市場経済国のダンピング・マージンの算定にあたって、すべての企業が政府の統制下にあるという前提の下、ひとつのダンピング・マージンが算定される、対象国の国内価格のかわりに、代替国の生産コストに基づいて算出された正常価額を用いる、といった規定がある。
- (21) 2001年にWTOに加盟した中国の場合は、加盟から15年後に「市場経済国」として扱われることになっている。なお、自国が「市場経済国」であることの証明は、輸入国たるWTO加盟国の国内法の下で行われなければならない。
- (22) 国際経済参入に関する政治局決議7号（第2部 . 8）。
- (23) WTOウェブサイトに掲載されている多国間交渉の記録によれば、作業部会報告書草案の検討を含む本格的な交渉が行われた第7回から第10回作業部会まで、ほぼ毎回、ベトナム側からこの主張が繰り返されている。たとえば、2005年9月の第10回作業部会におけるトゥ交渉団長のスピーチを参照（WTOウェブサイト http://www.wto.org/english/news_e/news05_e/vietnam_15sep05_e.htm 2006年8月20日閲覧）。
- (24) 交渉チームを直接補佐する立場にあった政府機関職員からの聞き取り調査。
- (25) 外国銀行の100%子会社については、2004年の改正信用組織法にも記されている。

〔参考文献〕

日本語文献

村野勉 [1995] 「1994年のベトナム 経済制裁解除で外資導入にはずみ」『アジア動向年報1995』、アジア経済研究所。

ベトナム語文献

Dang Cong San Viet Nam [2001] *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu IX* (第9回全国代表会議文献) Ha Noi: NXB Chinh Tri Quoc Gia (国家政治出版社)

Ngo Van Du, Hong Ha, and Tran Xuan Gia eds. [2006] *Tim Hieu Mot So Thuat Ngu Trong Van Kien Dai Hoi X Cua Dang* (第 10 回党大会文献のいくつかの用語についての理解), Ha Noi: NXB Chinh Tri Quoc Gia.

Nguyen Kim Bao ed. [2006] *Gia nhap WTO: Trung Quoc lam gi va duoc gi?* (WTO 加盟 : 中国は何をしたのか、何を得たのか?), Ha Noi: NXB The Gioi (世界出版社)

英語文献

Gallagher, Peter, Patrick Low and Andrew Stoler [2005] “Introduction” in Peter Gallagher, Patrick Low and Andrew Stoler eds. *Managing the Challenges of WTO Participation: 45 Case Studies*, Cambridge: Cambridge University Press.

Oxfam International [2004] “Extortion at the Gate: Will Viet Nam join the WTO on pro-development terms?” Oxfam Briefing Paper No.67.

United States Trade Representative (USTR) [2005] “2005 Report to the Congress on China’s WTO Compliance,” USTR.

World Bank [2006] “Accelerating Vietnam’s Rural Development: Growth, Equity and Diversification: Volume 1 Overview,” February 2006.